

○議長（茅沼隆文）

日程第4、議案第23号、平成24年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

それでは、1ページをご覧ください。

議案第23号、平成24年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度開成町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,151万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,198万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

では、次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。3款国庫支出金から5款県支出金、7款繰入金までで、補正額1,151万8,000円の減、補正後額7億8,198万2,000円でございます。続いて、歳出。2款保険給付費から4款基金積立金、補正額及び補正後額については歳入と同額でございます。

それでは、10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入の主なものにつきましては、国、県等の補助金の額が確定したことに伴う補正でございます。歳出につきましては、介護保険給付費としまして施設介護サービス、地域密着型サービス等のサービス給付費の給付実績に基づきまして減額補正、高額介護サービス、特定入所者介護サービス費の増額をさせていただいております。

それでは、歳入に入ります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目現年度分介護給付費負担金でございます。こちらは歳出の2款の介護保険給付費に伴う国から補助金ですけれども、補助率として施設分、総額の15%、施設分以外は20%の補助になっておりますけれども、交付額については国からの内示額ということで、内示額に合わせて減額補正をさせていただきます。

続いて、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金です。こちらは現年度分の調整交付金ということで、256万4,000円の増となっております。市町村の財政力の格差を調整するために国から交付される交付金ですけれども、後期高齢者の加入割合とそれぞれの所得格差によって交付されるものでございます。

続いて、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でございます。本来は総額の30%という率になってございますけれども、変更申請後の確定金額ということで768万6,000円の減額補正になってございます。

2目地域支援事業費支援交付金、4万7,000円の増で交付決定額というふうになっております。

続いて、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金ということで、負担金174万9,000円の減になっています。変更交付申請後の確定金額ということで、減額補正をさせていただいております。

2項財政安定化基金支出金、1目財政安定化交付金ということで、239万7,000円の増です。これは第5期の保険料の上昇を抑えるために都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩し給付費に充てていくものですが、当町の交付金予定額として562万6,000円というふうになっております。

続いて、次ページ、12ページ、13ページです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、104万2,000円の減額になります。これは、24年度保険給付費の実績見込み額に基づきまして、法定分12.5%分の差額ということで減額補正をしております。

続いて、14ページ、15ページをご覧ください。

歳出になります。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は、財源更正になってございます。

3目施設介護サービス費、施設介護サービス給付費ということで900万の減額補正です。こちらは、施設入所者が昨年度より減少し、当初見込みよりも給付費が減少したことによる減額補正です。昨年度末の3月時点では、三つの施設で68人の利用でした。今年度12月現在では62名ということで減っております関係で、減額補正をさせていただいております。減った理由としては、やはりお亡くなりになられた方がおられる関係でございます。

続いて、7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、財源更正になっております。

続いて、9目地域密着型介護サービス給付費ということで、地域密着型介護サービス給付金、800万円の減になってございます。地域密着型介護サービスの中には、認知症対応型生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設入所者生活介護が含まれておりますけれども、減額の理由としては、認知症対応型生活介護、グループホームと呼ばれるものですが、こちらの利用者が減っている関係です。23年度は率といたしまして16人の利用でしたが、24年度は13人となっております。今年度、新規に利用している方は6人いらっしゃるのですが、こちらもお亡くなりになる方が6名おられて、全体的には利用者が減っているために減額をさせていただいております。

続いて、16ページ、17ページです。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費につきましては、財

源更正になっております。

続いて、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費ということで、高額サービス給付費、61万8,000円の増です。こちらは、要介護1から5までの方の介護サービスの一部負担金が一定額を超えたときに、その超過した分の給付となってございます。当初予算は1カ月平均で65万円ということで想定しておりましたが、直近では70万円を超える月が続いたために、あと2カ月分を70名ほど見込んで不足分を増額補正するものでございます。こちらの理由といたしましては、町内に地域密着型の小規模特養ができた関係で、入所者が増えている関係で高額が伸びているというような状況になってございます。

続いて、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、特定入所者介護サービス給付費ということで、288万7,000円の増となっております。こちらにも、要介護1から5までの方の利用の施設サービスの居住費及び食費が自己負担になったことで、市町村民税非課税の世帯の方と年間収入等により低所得者対策として補助するものでございます。今年度、当初130万円程度で見えておりましたが、直近では160万円を超える月が続いたために不足分を増額補正させていただいております。この理由といたしましては、高額と同じように、小規模特養の入所者の影響額を24年度当初予算では新規にプラス7人ということで見ておりましたが、今現在20名ほど、新規で特定入所者のサービス給付費から給付を補填しているというような関係で不足分が生じているというような内容になってございます。

続いて、18ページ、19ページです。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費については、財源更正になってございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険財政調整基金積立金ということで、197万7,000円の増額補正です。こちらは、12月会議におきまして473万7,000円ほど減額しサービス給付費に充てさせていただいておりますけれども、最終的に国、県等の補助金が今年度確定した中で残が見込めますので増額補正をするものでございます。

なお、今回の補正を受けまして、今年度末の基金の予定額は23年度末の958万6,000円と合わせまして3,004万4,000円となっております。

説明については以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

14、15ページの施設介護サービス費と地域密着型介護サービス給付費という

ことで、施設を利用される人数、亡くなられた方とか、そういうので人数が減っているということで減額の補正を入れているというのでは理解はしております。現状の施設の状況、それをちょっと聞きたいのですけれども。人数は減っているのですけれども、例えば、町外の住所登録をしている人が、その後、入っているのかとか、施設自体は満床なのだけでも開成町からの給付を受ける人が減っているのかという、そこら辺をお聞きしたいのですけれども。現状ですね。現状が、どのようになっているか。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

それでは、お答えします。

施設介護サービス費につきましては、三つの施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、あと療養型ということで、3施設に関しての給付費になってございます。この補正を組み立てた時点では、現状でも減ってはいるのですけれども、ただ、近隣の小田原のところに1カ所、老人保健施設が12月オープンしました。その関係で、どれだけ、うちの町の方が利用されるかということで懸念をしていた部分がございます。今現在、新規に老人保健施設に12名入所しているということで聞いております。今回の減額補正につきましても、あと2カ月分、その12名分の給付費を支出したことも考慮しながら減額補正をさせていただいています。ただ、25年度当初予算を組むときには、その辺の情報が入っていなかったということで、施設給付費については24年度の状況を見ながら組み立てた部分がございますので、25年度、状況によっては、また補正というような形で上程をしなければいけなくなってしまうかなというふうに思っております。

あと、もう一つ、地域密着型介護サービスについては、町内に1カ所、小規模特別養護老人ホームというのが24年度の4月からオープンしてございますけれども、最高で町内の方が入所されたのは22名ほど入っていた月もいらっしゃいます。今時点では20名というような形になってございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。

18ページの基金積立金について質問いたしますが、この中の財源の内訳として県からの基金の関係が載っているわけでございます。この件については、10ページのほうの財政安定化基金支出金、これが丸々、開成町の財政調整基金のほうに積み立ててくるということはわかりますけれども、介護保険料の値上げのときも財政調整基金の話がいろいろ出たわけですが、町として財政調整基金の捉え方、あるいは金額をどれくらい今後、考えていくのか、これから先のこともございます

ので考え方を聞かせていただければありがたい。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、ご質問にお答えします。

第5期の計画が今年度、24年度から3年間で25、26年度までというふうになってございます。今回、国のほうが法律を改正しまして、都道府県にある基金を3分の1崩してというところで、平成23年6月22日に介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律によりまして、都道府県で積み立てた基金を3分の1、保険料の上昇を抑えるために各市町村に交付するというところで、今回、239万7,000円ほど入ってきております。

今回、要介護認定者が実際のところ420名ほど、直近ですと430名ほどになってございまして、23年度、410名ほどだったことに比べまして要介護認定者が伸びております。ただ、全体的には、高額と特定の部分については増額補正させていただいておりますけれども、ほかの施設と地域密着型については減額させていただいております。

要介護認定者が増えてはいるのですけれども、中の認定者の割合というか、構造が少しずつ変わってきております。昨年までは、要支援1と2の方たちが15%前後で推移していたのですけれども、今、直近で、要支援1と2の方が全体の19%ということで、約20%、軽い方たちが増えているというような状況になりまして、逆に、要介護5の方が昨年は17%だったのですけれども今現在13.7%ということで減っております。中で構造が少しずつ、重度の方たちが減って軽度の方たちが増えているというような構造になっております。その関係もありまして要介護認定者が増えているのですけれども、全体的には少し給付費の残が見込めたのかなというところで考えて捉えております。結果的には3,000万ほど、基金に積み立てることができたのですけれども、先ほど申しましたように、施設の老人保健施設が近隣にできた関係での入所者の増を考えると、なかなか、今後、厳しいものになるかなというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

16ページのところの高額介護サービスの給付事業とその下の特定入所者の介護サービスのところで、先ほどの説明の中で入所者が増えているということで、これは地域療養型のところで増えているような説明を受けたのですが、それからしますと、特定入所者の介護サービス給付を受けながら、さらに高額療養の介護も受けている、ダブってサービスを受けているというような形に私はちょっと受けとめて

しまったのですが、そういうような現状はあるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

特定入所者介護サービス給付費というのは、所得が低い方に対して所得に応じて自己負担の居住地と食費の部分について限度額が設けられております。施設を利用する人、あと短期入所で食費等が発生する人について該当するサービスになってございますけれども、こちらも地域の中で小規模特養ができた関係で一応、該当になる人、所得の状況によって、例えば、生活保護受給の方で老人福祉年金受給者で世帯全員が市区町村住民税非課税の方は食費を300円に抑えるということで、それ以上のものについては町が持ち出しというような形になってございます。その部分と、高額についても、それぞれの生活保護受給の方ということで1人当たりの限度額が決まっております。中には基準額を超える方については同じに該当する方もいらっしゃいますけれども、それぞれの算定基準が異なって支出するというような形になっています。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

特定入所者の介護サービスは地域密着型も含まれていますよね、サービスの該当者の中に。高額介護の場合は段階があるわけですがけれども、給付段階で今、開成町の中で何段階の方が一番、該当する方が多いのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

特定入所者に関しましては、第2段階に該当する方が一番多くて、これは1月の利用分になりますけれども、48人の方が利用されている形になります。第1段階の生保の方が該当になる人は1人だけでございます。あと、第3段階の方が10名というような形になっています。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

高額介護の場合も、そうでしょうか。高額介護も4段階に分かれていますよね。その中で一番多い段階の方と、あとは、その方の上限の負担額は幾らなのでしょう。負担段階というのですかね。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

高額の負担段階の人数についてはちょっと資料を持っていないのですが、

四つに分かれております。高額で生活保護受給の方等については、個人の限度額については1万5,000円になっております。次に、世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金受給者の方、あと前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等も個人の限度額は1万5,000円になっています。あと、世帯全員が市区町村民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方は個人の限度額が2万4,600円、市区町村民税課税世帯の方は個人の限度額は3万7,200円となっています。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

7番、小林です。

私も、この16、17ページの中段と下段について、ちょっと確認をさせていただきます。

介護保険施設等が町内にできることは住民の方にとっては大変好ましいかなと思うのですが、反面、財政の面からいくと当然負担が増えるということで、リスクをしょうのは承知しております。今回、増額補正ということなのですが、町内に小規模特養ができたという理由はわかりますが、この辺の金額の推移が、このまま横並びで推移していくのか、今後、まだ上昇する可能性があるのか、その辺の見込みについてお聞きしたい。

もう1点は、平成24年度から新たに介護の3カ年の初期の年度になって、基本的には、18ページの財政調整基金については一番積み上げなくてはいけない時期だと思うのです。それが見込みよりちょっと減ってきているということで、将来的に不安があるなということなので、基金の見込みについてもあわせてお伺いします。

もう1点、あわせて、歳入のほうの10ページの財政安定化交付金、これの使い道について、町のほうで3分の1を取り崩してというようなお話があったのですが、これについては、例えば、介護保険の財政が厳しくなったよといったときには、3分の1ではなく2分の1とか3分の2の切り崩しも可能なのか、その辺の確認もお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、1点目の高額の見込みというところでは、先ほど、施設サービスの新規の方が12名ほど、新規におられるということでお話をさせていただきました。当然、居住費と食費を補填する特定入所者介護サービスについては該当する部分が出てくるというふうに考えておりますので、高額の部分につきましても、今後、増える動向は続いていくというふうに捉えております。25年度、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、その辺の新規で近隣にできた施設の伸びという部分を余

り見込んでいなかったというところがございますので、また今後の状況によっては補正を上程させていただくかもしれないというふうに思っております。

あと、基金の部分につきましては、今年度が初年度ということで3,000万ほど基金を積み上げることができたのですけれども、今の状況を考えますと、施設に入所される方が1人増えるだけで1年間300万円ほどかかってしまうという現実を考えますと、この3,000万という金額がかなりシビアな金額だなというふうに捉えておりますので、25年度以降は、より厳しいものになるであろうというふうに思っております。

あと、10ページの3点目の県の財政安定化基金の交付金ということですが、これは国の23年6月22日に公布されております介護保険法の一部改正をする法律に基づきまして、3分の1、市町村に交付するというふうなうたわれてございますので、この法律に基づいて3分の1相当額ということになっておりますので、これについては3分の1のままの状況であるというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

町内に施設があると。今現在、施設の使用状況が、ほぼ満床に近いのかどうか。満床に近いのであれば、新たな増員というのはなかなか考えられないのですが、満床ではなく、まだ余裕があるよということになれば、新たにそこに入ってくる人がいるので介護保険費の増額が考えられると。その辺の今の施設の利用状況、満床にほぼ近いのか、まだ空きがかなりあるのか、その辺を確認をさせてください。

それで、基金のほうなのですが、うちの場合、近隣に比べて、かなり、前回、保険料を値上げして、かなり住民の方も苦勞したのですが、それでも追いついていかないということは大変不安なのです。今、ご説明のように、1人増えると300万、支出が増えるということなので、今後の見通しについてはかなり危機感を持っていかなくてはいけないのかなというふうには思っております。ということで、県のほうの基金について、緊急時にはこれは使えないのかどうか、もう一度確認させてください。法律では、確かに3分の2はいいですよという話なのですが、これが、もし財政調整基金が不足して赤字になったと、基金がマイナスになるおそれがあるときには県の交付金が緊急的に使えるのかどうか、その辺の確認もさせてください。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、1点目の施設の状況というところですが、今、町内にある入所する施設については、ほぼ満床です。先ほど、小田原の栢山にできたということで、施設が1カ所、新規にオープンしたというふうにお話しさせていただきましたけれども、そこが、また近々、たしか100床と聞いたような気がするのですけれども、新規に施設をオープンするという話を聞いております。その関係で、かなり、開成



町から距離的にも近いということで、この辺の危機感というのはこちらも感じているところはございます。

あと、2点目の基金の関係でございます。議員おっしゃるように、赤字の状況になった場合には、こちらの県の基金から借り入れをすることは可能でございます。ただ、それは、借りて返さなくてはならないというところはございますけれども、借りることは可能でございます。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

小田原の栢山で新規が100床を予定しているということで、大変不安と。こちらから通っていけば、当然、住民は開成町の住所がありますので、こちらからいろいろな保険料等の支援をしていくということは理解いたします。

今、県のほうの基金についても、基金をおろして使うのではなくて借り入れるということで、もし、そういう場合になったら、平成27年度から始まる新規の期のときに、かなりまた値上げの案件が出てくるのかなという心配をしますが、できるだけ、そういうことのないように、ぜひ運営努力等でやっていただければというふうには思うのですが。これは、なかなか口で言うのは簡単、実現するのは難しいと思うのですが、ご苦勞を考えながら、より一層頑張ってくださいようお願いいたします。

終わります。

○議長（茅沼隆文）

それでは、お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第23号、平成24年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって可決いたしました。